④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　次の①から⑥までに掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合であり、かつ、特例計算を希望する場合

③　申請者が協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

④　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

⑤　申請者が更生手続等開始決定者である場合（⑵に掲げる再認定を受けている場合は除く。）

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

⑸　申請者が更生手続等開始決定者で、⑵に掲げる再認定を受けていない場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、郵送に限るものとする。

⑹　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、上記３⑷①ウ又は３⑷②カに掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類を申請書に添付させるものとする。

9　本公示に係る問い合わせ先

防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室建設契約係　03―5366―3111（内線36444）

別記　適用官署及び申請書の受付機関

1　適用官署

防衛省の各機関及び各部隊

2　受付機関

⑴　北海道防衛局

受付窓口　北海道防衛局総務部契約課（〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　電話011－272－7513）

管轄区域　北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）

⑵　帯広防衛支局

受付窓口　帯広防衛支局総務課契約審査係（〒080―0016 北海道帯広市西６条南７－３帯広地方合同庁舎２階　電話0155－22－1175）

管轄区域　北海道のうち、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の各振興局管内

⑶　東北防衛局

受付窓口　東北防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１－３－15仙台第３合同庁舎　電話022―297―8296）

管轄区域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

⑷　北関東防衛局

受付窓口　北関東防衛局総務部契約課契約審査第２係（〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　電話048―600―1800）

管轄区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県

⑸　南関東防衛局

受付窓口　南関東防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57横浜第２合同庁舎　電話045―211―7143）

管轄区域　神奈川県、山梨県及び静岡県

⑹　近畿中部防衛局

受付窓口　近畿中部防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒540―0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67大阪合同庁舎第２号館　電話06―6945―5741）

管轄区域　富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、愛知県及び三重県

⑺　中国四国防衛局

受付窓口　中国四国防衛局総務部契約課（〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎４号館　電話082―223―7233）

管轄区域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

⑻　九州防衛局

受付窓口　九州防衛局総務部契約課契約審査係（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７福岡第２合同庁舎　電話092―483―8829）

管轄区域　福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

⑼　熊本防衛支局

受付窓口　熊本防衛支局総務課契約班（〒862―0901　熊本県熊本市東区東町１－１－11　電話096―368―2174）

管轄区域　熊本県、宮崎県及び鹿児島県

⑽　沖縄防衛局

受付窓口　沖縄防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９　電話098―921―8142）

管轄区域　沖縄県

競争参加者の資格に関する公示

横須賀⑵宿舎改修建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和２年10月１日

南関東防衛局長　小波　　功

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　横須賀⑵宿舎改修建築その他工事

2　工事場所　神奈川県横須賀市

3　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。

【建築工事】

・宿舎Ａ（ＲＣ－５　延べ面積約2,300㎡）改修

・宿舎Ｂ（ＲＣ－５　延べ面積約2,700㎡）改修

【土木工事】

・アスファルト舗装　約800㎡

・汚水管（φ150～250）　約290m

・雨水管（φ150～200）　約150m

・一部標準図等活用発注方式による詳細図等作成業務

4　工期　令和４年３月15日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　令和２年10月１日から令和３年１月20日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　南関東防衛局総務部契約課　電話045―211―7143

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　令和２年10月１日から令和２年11月９日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成31・32年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和２年10月１日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）